

1. 背景と目的

国は、「居心地が良く歩きたくなるウォークブルなまちなか」の形成を目指し、まちづくりの方向性を車中心から”ひと中心”へ大きく舵を切りました。また、幼児や児童が犠牲となる痛ましい事故が続発していることを受け、通学路の緊急安全対策を実施するなど、幹線道路だけでなく生活道路への交通安全対策を加速しています。

本市では、これまでも側溝の有蓋化による歩行者空間の確保や歩道の段差解消等に取り組んできましたが、その効果は限定されたものに留まっており、今後は、少子超高齢化や人口減少問題などの社会情勢や住民ニーズの多様化に対応するため、歩行者目線を最重要とした道路整備を推進していく必要があります。

このため、市民に最も身近で密着した生活道路の目指すべき姿を、ひと中心の「暮らしのみち」として、単なる通行施設としてではなく、市民の暮らし・住環境の質の向上を図る空間とすることを目的に、「生活道路整備基本計画」を策定します。

2. 位置付けと計画期間及び対象とする道路

2-1 位置付けと計画期間

本計画は、上位計画である「交通基本計画」の都市交通の未来像である「快適な移動環境が質の高い暮らしを支えるまち」を実現するための個別計画のひとつとして定め、計画期間は上位計画に合わせた令和6年(2024年)から令和15年(2033年)の10年間とします。なお、社会・経済情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを検討するものとします。

2-2 対象とする道路

本市の道路を、ヒト・モノの通行機能を主とする「幹線道路」と、歩行者空間を中心とした「生活道路」に分類し、原則として、市街化区域内の「生活道路」を本計画の対象とします。なお、本計画の目的を達成するために必要な場合は、幹線道路や市街化調整区域の道路についても対象とするものとします。

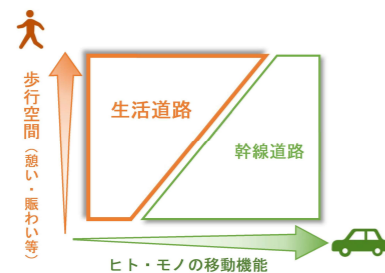


図. 道路機能の分担と、対象とする道路

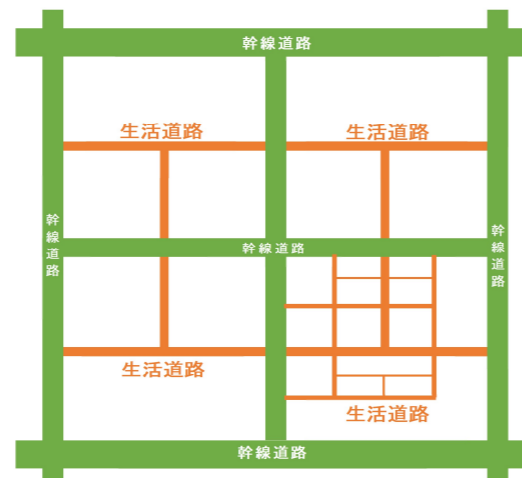


図. 道路構成のイメージ

3. 本市の生活道路に関わる課題

都市構造としての課題は道路の成り立ちや整備時期等によって、主に次のとおりです。

- ・土地区画整理事業によって整備された地区は、通り抜け交通等が主な課題となっています。
- ・土地区画整理事業によって整備された地区であっても、旧基準で整備された地区は、歩道の勾配や段差等、現在のバリアフリー基準を満たしていない箇所があります。
- ・既成市街地では、狭あい道路等、通行機能が確保できていない箇所があります。

また、まちづくりアンケート等による市民の意見では、「通学路の安全確保」、「狭あい道路の解消」、「路面状況の改善」、「通り抜け車両の抑制」など、誰もが安全安心に利用できる歩行空間の確保が求められています。

4. 基本方針、実施方針

4-1 計画の基本方針

本計画では、インフラ整備が密接に関係する通行機能から快適性までの形成を目指します。道路の基本機能である通行機能を確保し、「容易に移動できる道路空間」を整備しつつも、「安心感を提供する道路空間」、「歩いて心地よい道路空間」としていくことで、安全性や快適性等を提供します。これら3つを整備方針として、ひと中心の「暮らしのみち」を目指します。また、本計画の先には独自性・多様性等を付加したウォークブルな都市を形成することを視野に入れ、各事業に取り組むものとします。

4-2 実施方針

課題の特徴や目指す指標にあわせ、地区・路線・個別での対策を検討し、限りある道路空間を有効に利用しながら整備します。原則として、交通事故発生件数や通学路等のデータから設定された整備優先度の高いものから、対策を進めるものとします。

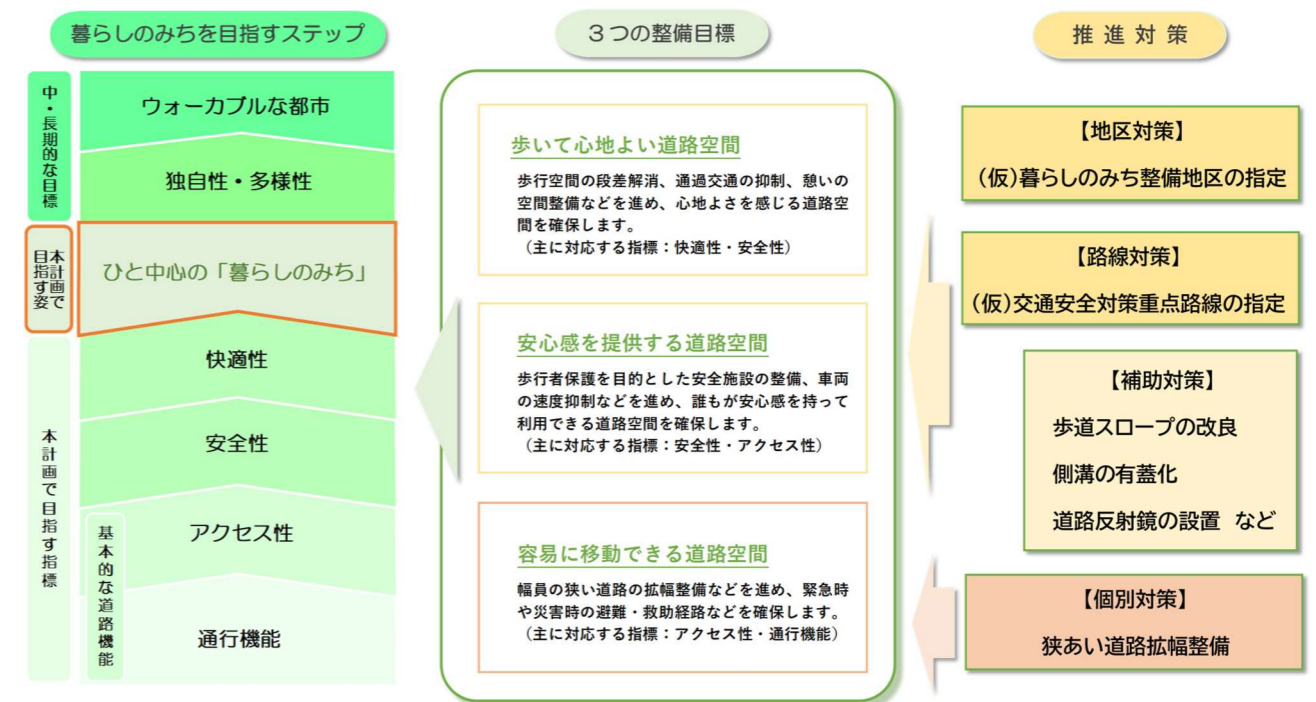


図. 基本方針と実施方針

5. 推進体制

本計画を推進していく上で、地域住民や関係機関との合意形成を図るためには、地域住民等からの要望や提案を受け止め、庁内の合意形成を図ることも重要な要素です。そのため、庁内組織として「(仮称)暮らしのみち推進会議」を設置し、庁内関係部局が連携協力することで、地域住民や関係機関と良好な関係を築き、事業の検討・実施から維持管理まで協働する新しい流れを定着させていきます。

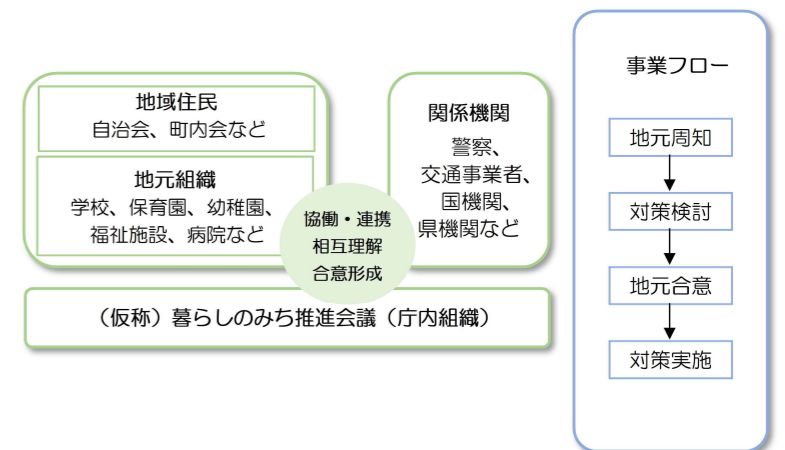


図. 関係組織と事業フロー